



平成21年11月4日

各 位

会 社 名:グローウェルホールディングス株式会社
代表者名:代表取締役社長 高田隆右
(コード番号 3141 東証 二部)
問合せ先:取締役グループ財務経理本部長佐藤 範正
(TEL: 048-662-7711)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年10月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年11月27日開催予定の第1回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)の施行に伴い、現行定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第8条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除及び修正を行うものであります。
- (3) 株券喪失登録簿、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年経過する日までこれを作成し備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (4) その他、必要な規程および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙「定款変更 新旧対照表」のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年11月27日(予定)
定款変更の効力発生日 平成21年11月27日(予定)

以 上

(別紙)

定款変更 新旧対照表

(下線は変更部分を表示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 8 条 (株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> <u>2.前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>	(削除)
第 9 条 (単元未満株式の売渡請求) <u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求すること(以下「買増請求」という。)ができる。	第 8 条 (単元未満株式の売渡請求) 単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下「買増し」という。)を当会社に請求すること(以下「買増請求」という。)ができる。
第 10 条 (単元未満株主の権利制限) (条文省略)	第 9 条 (単元未満株主の権利制限) (現行どおり)
第 11 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. <u>当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という。)</u> 、および株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、 <u>株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿等、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u>	第 10 条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削除)
第 12 条 (株式取扱規程) 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿等、 <u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>	第 11 条 (株式取扱規程) 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、 <u>株主の権利行使に際しての手続等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u>

(下線は変更部分を表示します。)

<p>第13条 (基準日) 当社は、毎事業年度末日の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し一定の日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>	<p>第12条 (基準日) 当社は、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告し一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p>
<p>第14条 (条文省略) 〵</p> <p>第46条</p>	<p>第13条 (現行どおり) 〵</p> <p>第45条</p>
<p>第8章 (附 則) <u>第1条 (最初の取締役および監査役の報酬等)</u> <u>第28条及び第36条の規程にかかわらず、当社の最初の取締役に対する、会社成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの報酬等の額 (以下「当初報酬額」という。)</u> <u>は、月額1500万円以内とし、最初の監査役に対する当初報酬額は、月額500万円以内とする。</u> <u>第2条 (附則の削除)</u> <u>本附則は、最初の定時株主総会の時をもって削除されるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p><u>第3条 本附則第1条から本条までの規程は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>